

平成 29 年 第 3 回定例会

愛知中部水道企業団議会会議録

平成 29 年 12 月 27 日

愛知中部水道企業団議会

平成 2 9 年第 3 回愛知中部水道企業団議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
一般質問一覧表	3
議案質疑一覧表	7

第 1 号 (1 2 月 2 7 日)

議事日程	9
出席議員	9
欠席議員	9
説明のために出席した者の職氏名	9
職務のために出席した職員の職氏名	10
開会の宣告	11
諸般の報告	11
開議の宣告	11
議事日程の報告	11
企業長あいさつ	12
議会運営委員会委員長の報告	12
会議録署名議員の指名	13
会期の決定	13
一般質問	14
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
企業長あいさつ	34
閉会の宣告	34
署名議員	36

平成29年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

平成29年12月5日

愛知中部水道企業団

企業長 小 浮 正 典

1 期 日 平成29年12月27日

2 場 所 愛知中部水道企業団3階議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（15名）

1 番	富	永	秀	一	議員	2 番	後	藤	学	議員
3 番	一	色	美	智	子 議員	4 番	永	野	雅	則 議員
5 番	青	山	耕	三	議員	6 番	島	村	き	よ み 議員
7 番	水	谷	正	邦	議員	8 番	林		文	夫 議員
9 番	渡	邊	郁	夫	議員	10 番	さ	と	う	ゆ み 議員
11 番	佐	野	尚	人	議員	12 番	林		み	す ず 議員
13 番	加	藤	宏	明	議員	14 番	若	松	孝	行 議員
15 番	箕	浦	克	巳	議員					

不応招議員（なし）

平成 29 年第 3 回愛知中部水道企業団議会定例会一般質問一覧表

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
1	富永 秀一	南海トラフ地震の際の給水体制は万全でしょうか 《質問要旨》 南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくないと言われています。 平成 23 年に起きた東日本大震災の際には、最大 187 市町村、約 225 万戸が断水したとのことです。 南海トラフ地震発生時も、しばらくは広範囲で断水することが想定されますが、給水体制は万全でしょうか。 人間が 1 人生きるためには、1 日最低 3 リットル、簡単な炊事もするには 10 リットル必要とされています。避難生活を余儀なくされると想定される人の数を考えると、不十分ではないかと思われます。 例えば豊明市の中央小学校周辺では 3000～4000 人の避難者が出ると想定されています。1 m³の車載型の給水タンクだと、せいぜい生存に必要な 300 人分あまりなので、1 日 10 回程度は満水にしなければならない計算になります。 しかし、給水車は企業団全体で、2 m³のものと、1.65 m³のものの 2 台、0.2 m³から 2 m³、計 12 基の給水タンクをトラックに載せて運ぶとしてもトラックは大小 6 台しかありません。具体的には、どのようにして給水する計画になっていますか。
2	後藤 学	1 下水道工事により水道管を布設替えする場合の費用負担について 《質問要旨》 企業団構成市町が施工する下水道工事において、水道管を布設替えする必要がある場合、市町は機能回復が図られるようその費用の補償を行っています。

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
2	後藤 学	これに対し、企業団においても、口径増加または管種変更をして布設替えする場合は、費用負担基準に基づき口径増加には10%、管種変更には20%、両者を兼ねる場合は30%相当分を負担するなど配慮されていますが、問題は水道管の経年による減耗分に対する負担が全く考慮されていないことです。 豊明市においては、かつて急ピッチで下水道整備を進めていた時代、億単位で補償費を支払っていたと記憶していますが、この減耗分未算入による損失はかなりの額になっていたものと思われます。 同様の問題は他の市町でも起きていることと思いますが、企業団と市町はそれぞれ別の独立した経営体であり、このような不公平な慣行は是正されなければならないと考えます。 今後、見直しをする考えはないか、ご所見を伺います。 2 水道料金・下水道使用料納付証明書について 《質問要旨》 企業団では、構成市町から委託を受け、水道料金と合わせて下水道使用料を徴収しています。 このことに関し、ある利用者が事業の税務申告に必要なため納付証明書の発行を申請したところ、水道料金の証明はできるが、下水道使用料は市町で証明書を発行してもらうようにとのことだったそうです。 企業団名で徴収したのになぜ証明できないか、とたずねても、企業団では水道料金しか証明できない、との回答だったそうです。 公共団体は、その事務において把握している事実について証明を求められれば、公務に支障がない限り情報を管理するものとして証明する責任があります。 同様のことが時々あるようですので、企業団としてきちんと対応すべきだと思いますがいかがでしょうか。

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
2	後藤 学	3 職員の給料表における格付けについて 《質問要旨》 去る平成29年7月26日の第2回定例会の決算審査において、私は人件費について質問させていただきました。 その中で、職員の給料表における格付けについて、市町では一般的に課長補佐職に相当する5級以上の割合が、構成市町平均では職員の33%なのに対し、企業団では62%と異常に高いことを指摘しました。 市町はもとより、一般の民間企業においても、課長補佐相当以上の格付けを受ける職員が62%もいるということは常識では考えられず、利用者である住民の理解が得られるとは思えません。 この指摘に対し、今後、比較検討の手法について調査研究したい、とのご答弁でしたが、現状についてどのように認識されているか、また、今後何らかの対策を講じていかれるのか、お考えをお聞かせください。
3	林 みすず	1 料金体系の見直しについて。 2 防災対策、液状化の被害が想定される地域における配水管耐震化について。 《質問要旨》 1 料金体系の見直しについて。 現在の料金体系は、基本料金に使用料金を賦課します。 他市の料金体系は、一般家庭用と事業所用とに分け、基本料金、従量料金も2本建てになっています。 この1年で管轄区域内に大型商業施設の進出が進みました。 ①一般家庭用と事業所用の2本建てにし、使えば使うほど高くなる「逓増制」をわかりやすく組み立てませんか。 企業団のHPの説明に「逓増制により、水を多く使用すると単価は高くなりますが、使用する水の量が少な

番号	氏 名	一 般 質 問 内 容
3	林 みすず	い一般家庭などの料金負担は、低く抑えられるという側面もあります。」とあります。大型商業施設が進出した現在、見直しをして標準的な家庭の料金の値下げの財源に出来ませんか。 前回、使用量の少ない世帯に対して、料金の見直しで値下げが実現しました。 本企業団の経営の基本原則に、「本企業団は、企業としての経済性を発揮すると同時に、住民の福祉の増進を目的として営まれるよう『経済性』と『公共性』の2つの原則を掲げて事業運営をおこなっています。」とあります。 現在、勤労者の実質賃金は下がり、可処分所得も低下を続けている中で、的をえた施策であったと思われます。今回の提案は、標準的な家庭にも負担軽減の施策の実現を求めるものです。 《質問要旨》 2 東海、東南海、南海トラフ地震は、単独でも連動する場合でも、いつ起きても不思議ではないと言われています。国、県の防災対策も進んでいます。県が発表した各構成市町の被害予想などから、 ①本企業団として責任を持っている配水池、配水管の耐震化の各構成市町別の進捗状況はどのようなのでしょうか。 ②特に、液状化による被害は大きいものがあります。液状化の危険性がある地域は各構成市町で違うと思います。各構成市町の被害予想と、その場所にどのような配水管が敷設されているかを伺います。また、耐震化工事対策の進捗状況はどのようなのでしょうか。

平成 29 年第 3 回愛知中部水道企業団議会定例会議案質疑一覧表

番号	氏 名	議 案 質 疑 内 容
1	林 みすず	議案第 7 号 愛知中部水道企業団情報公開条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について 《質問事項》 1 個人識別符号、要配慮個人情報との文言が見受けられるが、この条例案ではどういう改正を行うのか。 2 国の法改正では「個人情報の利活用による新たな産業の創出」などとしているが今回の条例でそこまで含めていないのはなぜか。 《質問要旨》 2015 年の「個人情報保護に関する法律の一部改正」は、個人情報は保護の対象となるだけでなく、その活用が新たな産業の創出や活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現に資するものとして、有効に活用すべきという考えのもとに行われた。 地方公共団体の個人情報保護条例は、国の個人情報保護法制の公的部門の中に位置づけられているが、政府参考人からは地方公共団体に求められる点について、法改正の主旨をふまえて、「地域の特性に応じた個人情報の適正な取扱いを確保すべく、条例の見直しなど必要な措置を検討することになる。」などの見解が示されている。

第 3 回 定 例 会

(第 1 号)

平成29年第3回愛知中部水道企業団議会定例会

議 事 日 程

平成29年12月27日午前9時30分開会

日程第1 企業長あいさつ

日程第2 議会運営委員会委員長の報告

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 会期の決定

日程第5 一般質問

日程第6 議案第7号 愛知中部水道企業団情報公開条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第8号 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第9号 平成29年度愛知中部水道企業団会計補正予算（第1号）について

出席議員（15名）

1番	富 永 秀 一 議員	2番	後 藤 学 議員
3番	一 色 美智子 議員	4番	永 野 雅 則 議員
5番	青 山 耕 三 議員	6番	島 村 きよみ 議員
7番	水 谷 正 邦 議員	8番	林 文 夫 議員
9番	渡 邊 郁 夫 議員	10番	さとう ゆ み 議員
11番	佐 野 尚 人 議員	12番	林 みすず 議員
13番	加 藤 宏 明 議員	14番	若 松 孝 行 議員
15番	箕 浦 克 巳 議員		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

企 業 長	小 浮 正 典 君	副 企 業 長	萩 野 幸 三 君
副 企 業 長	小野田 賢 治 君	副 企 業 長	吉 田 一 平 君
副 企 業 長	川 瀬 雅 喜 君	局 長	野々山 寛 君

総務部長	小島千明君	営業部長	高津桂一君
工務部長	相羽毅君	総務課長	山田紀夫君
経営企画課長	小野田恵子君	建設課長	谷澤英一君

職務のために出席した職員の職氏名

議会事務局局長 書記	水野雅也君	議会事務局書記	後藤章仁君
議会事務局書記	加藤咲子君	豊明市下水道課長	花木喜久治君
日進市下水道課長	伊東敏樹君	みよし市 下水道課長	小嶋誠君
長久手市長 下水道課長	古橋剛君	東郷町下水道課長	加藤克彦君

◎開会の宣告

○議長（佐野尚人議員） 平成２９年第３回愛知中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員各位並びに執行機関の皆様におかれましては、ご多忙の中、またお足元の悪い中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会に提出されます議案は、企業長提出議案といたしまして、愛知中部水道企業団情報公開条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についてをはじめ３議案でございます。慎重なるご審議をいただきますとともに、議会運営にご協力をお願い申し上げ、開会のご挨拶とさせていただきます。

ただいまの出席議員数は１５名で、議員定足数に達しております。よって、平成２９年第３回愛知中部水道企業団議会定例会は成立いたしましたので、開会をいたします。

（午前 ９時３０分）

◎諸般の報告

○議長（佐野尚人議員） 日程に先立ち、この際、諸般の報告をいたします。

初めに、監査委員から、平成２９年度６月分から平成２９年度１０月分までの例月出納検査の結果報告書及び定例監査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておきました。

続きまして、地方自治法第１２１条の規定により、本定例会に議案説明のため、企業長以下説明者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◎開議の宣告

○議長（佐野尚人議員） それでは、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐野尚人議員） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付をしてありますので、その日程表に従って進めます。

本日の日程に入ります。

◎企業長あいさつ

○議長（佐野尚人議員） 日程第１、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成２９年第３回愛知中部水道企業団議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、何かとご多用の中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

水道事業の使命は、安全でおいしい水を安定して供給することであり、そのためには、水源から蛇口まで水を届ける多くの施設、それを支え運用するための組織と人材、そして経営を行う健全な財政が必要です。

現在、本企業団では、持続可能な水道事業の運営のため、平成３２年度までを計画期間とした第２次アクアシンフォニー計画に基づき、事業を推進しているところであります。

さらに、将来にわたって水道事業を持続していくため、本企業団のあるべき姿を示す将来構想とアクションプランの検討作業を本年度からスタートさせており、水道施設の更新計画の見直しや、中長期的な視点に立った財政運営を基本に、持続可能な経営を行ってまいりたいと考えております。

本年度の事業につきましては、今のところ計画に沿って順調に進んでおり、また、経営面においては主要財源であります料金収入は、大型商業施設の出店等に支えられ、予算を少し上回るものと見込んでおります。

しかしながら、企業団設立時に集中整備された水道施設の老朽化が進んでおり、経年劣化を要因とする施設の突発的事故を防止するためにも、限られた財源を有効に活用するとともに、一層の経費節減と事務の合理化により財源の確保を図り、各種事業を計画どおり着実に進めてまいりたいと考えております。

本定例会でご審議いただく案件は、愛知中部水道企業団情報公開条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についてをはじめ３件でございます。慎重なる審議をいただきまして、原案どおりお認めいただきますようお願い申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

○議長（佐野尚人議員） どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（佐野尚人議員） 続きまして、日程第２、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

4 番、永野雅則議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（永野雅則議員） 議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の協議結果につきまして、ご報告を申し上げます。

本定例会の運営につきましては、11月28日午後1時30分及び本日午前9時より委員会を開催いたしました。

11月28日の協議結果につきましては、既に文書でお知らせをしてございますもので、主なもののみご報告を申し上げます。

本定例会の会期につきましては、本日1日といたしました。

付議されました議案は、企業長提出議案といたしまして、議案第7号 愛知中部水道企業団情報公開条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について、はじめ3件でございます。議案につきましては、1議案ごとに、提案説明の後、質疑、討論、採決の順に行うこととし、採決は起立によって行うことといたしました。

本日の協議結果でございますが、一般質問につきましては3名、議案質疑につきましては1名の事前通告がございましたので、その取り扱いにつきまして確認をいたしました。

一般質問につきましては、発言時間は再質問を含め1人20分以内とし、質問回数は再質問を含め2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

また、議案質疑につきましては、発言時間は再質問を含め1議案1人15分以内とし、質問回数は同一議題については2回を超えることができないこととし、関連質問は認めないものといたしました。

最後に、議事進行に格別のご協力をお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（佐野尚人議員） ありがとうございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐野尚人議員） 続きまして、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第84条の規定に基づき、1番、富永秀一議員及び15番、箕浦克巳議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐野尚人議員） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は本日１日といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日１日とすることに決定いたしました。

◎一般質問

○議長（佐野尚人議員） 日程第５、一般質問を行います。

一般質問について通告がありますので、通告順に発言を許します。

１番、富永秀一議員。

○１番（富永秀一議員） １番、豊明市の富永秀一です。

皆さん、おはようございます。議長より質問の機会をいただきましたので、一般質問させていただきます。

南海トラフ地震の際の給水体制についてです。

前回の東南海・南海地震から７０年以上がたち、南海トラフ地震がいつ起きてもおかしくないと言われています。

平成２３年に起きた東日本大震災の際には、最大１８７市町村、およそ２２５万戸が断水したとのことです。

ウェブサイトを見ますと、当企業団からも石巻地方広域水道企業団に、震災発生１週間後から１カ月間、加圧式給水車１台と資機材運搬車１台、そして、延べ２４人の職員の方が応急給水支援活動をされたことが掲載されていました。そして、現場では給水活動が進んでおらず、給水車に水をとりに来る人から、きのうまで川の水を飲んでいましたと聞かされたという証言も載っています。

南海トラフ地震発生時も、しばらくは広範囲で断水することが想定されますが、給水体制は万全でしょうか。

人間が１人生きるためには、１日最低３リットル、簡単な炊事もするには１０リットル必要とされています。避難生活を余儀なくされると想定される人の数を考えると、不十分ではないかと思われます。

例えば豊明市の中央小学校周辺では、３,０００人から４,０００人の避難者が出ると想定されています。１立方メートルの車載型の給水タンクだと、せいぜい生存に必要な３００人分余りなので、１日１０回程度は満水にしなければならない計算になります。

しかし、給水車は企業団全体で、2立方メートルのものと1.65立方メートルのものの2台、0.2立方メートルから2立方メートル、計12基の給水タンクをトラックに載せて運ぶとしても、トラックは大小6台しかありません。

管内には応急給水拠点が50カ所あり、各市町の配水場などに1立方メートルの車載型仮設給水タンクが50あるので、トラックを各市町が手配すれば、各給水拠点到水はできると思いますが、相当往復しなければ水が足りない事態になると思われるのですが、具体的にはどのようにして給水する計画になっているのか、伺います。

○議長（佐野尚人議員） 小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。よろしくお願いをいたします。

ご質問の南海トラフ地震の際の給水体制についてお答えさせていただきます。

まず、本企业団が保有しております給水車やトラックの保有についてでございますが、日常の事故に備えた最小限の配備となっておりまして、震災時の給水活動の際には、この給水車はポンプつき給水車でございますので、貯水槽のある施設への補給水用として活用することを考えております。

そこで、具体的な給水計画についてでございますが、本企业団では、応急給水活動用の防災資機材といたしまして、1立方メートルの車載型仮設給水タンクを55基保有しております。これは、あくまでも地震発生直後の初動体制に応急給水の拠点となる小中学校等の避難所で必要なものとして備えているものでございます。

現在、応急給水所となる拠点は、先ほど議員がおっしゃられましたように、構成市町において50カ所となっておりますので、全ての応急給水所分を確保しておりまして、初期の避難所への給水方法といたしましては、この車載型給水タンクを活用した運搬給水により行います。

役割分担でございますが、本企业団職員は、配水場に各市町の職員の方へ給水タンク等資機材の配布、それからタンクへの水の補給を行います。また、各市町の職員の方々は、トラックを用意していただきまして、配水場での資機材の受け取りと、補給した水を避難所まで運搬し、給水活動をしていただくことになっております。

発災時、本企业団職員は、水道施設の被害調査、また応急復旧に従事し、1日でも早く通常給水へ回復するよう努めてまいりますので、運搬給水につきましては、各市町の皆様方の協力を得て行うこととなります。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 富永議員。

○1 番（富永秀一議員） ありがとうございます。

こちら、ウェブサイトからとりました石巻市での支援活動の様子なんですけれども、給水に行くと、このように行列ができるという状態になるわけですね。

南海トラフ地震が発生したときも、今の計画だとこのような長蛇の列ができるのではないかと思います。そして、水がなくなるまで、この先に車があるわけですけど、車は動けないという状態になるわけですね。そうすると、水がなくなってから配水場に行って、水をもらってまた戻ってくるという形になるわけですが、その間は給水できませんので、ますます長蛇の列になるということになると思います。

そこで、こちら、大阪市水道局がウェブで公開しているものですが、こういう設置型バルーンタイプの仮設給水タンクというものがあります。これと全く同じかどうかはわかりませんが、当企業団にも15個、バルーンタイプのものがあるということです。これを各応急給水拠点に設置して、車載型は、主にこの設置型に水を移すために使ってはどうだろうかということ。基本的には、水はこのバルーン型からとってもらうということにすれば、車載型はいつでも水を補給に行くことができますので、途切れることなく給水続けることができます。

先ほどの計算だと10回ぐらい、多いところだと1日で往復をしなければいけないということになるわけですが、列が途切れるまで、水がなくなるまでずっと待っていて、それから行くということだと、ほんとうに10回も往復できるかどうかわかりません。しかし、こういうバルーンタイプ、設置型を併用すれば、そういうことも十分可能になってくるのかなということです。そうすれば、被災した方々が、夏であれば炎天下、冬であれば寒空のもと、あるいは雨が降る中、長時間水を求めて列をつくるといった事態をかなり減らすことができるのではないかと思います。

そのためには、今は15個しかありませんので、50カ所ある全応急給水拠点に設置できるだけ整備し、また、各避難所でどこにタンクを設置するか検討しておいてもらう必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（佐野尚人議員） 富永議員の再質問に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 再質問についてお答えさせていただきます。

本企业団では、平成13年度から今の仮設給水タンク等の備蓄資機材の備蓄をスタートさせているところですが、当初は議員のおっしゃいますように、設置型の給水タンク

を応急給水拠点に配備し、ポンプつき給水車で巡回給水を考えておりました。ポンプつき給水車が、ご承知のとおり1台しかないということを踏まえまして、車載型給水タンクによる簡易給水車で運搬給水のほうが早く効率的であるとの考えから、現行の給水計画に至っております。

なお、避難所等での給水活動の運営につきましては、先ほど答弁させていただきましたように、各市町で行っていただくことになります。各市町におかれましても、飲料水用組み立て水槽などの備蓄をしているところもございますし、時間の経過とともに、日本水道協会からの支援も充実してれば、巡回給水も可能となってくることもございますので、本企業団が保有している15基の設置型給水タンクの活用も視野に入れまして、今後も各市町と情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） これにて、1番、富永秀一議員の一般質問を終わります。

続きまして、2番、後藤 学議員。

○2番（後藤 学議員） 2番、豊明市の後藤 学です。

3点質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目ですが、下水道工事により水道管を布設替えする場合の費用負担について伺いいたします。

企業団構成市町が施工する下水道工事において、水道管を布設替えする必要がある場合、市町は機能回復が図られるよう、その費用の補償を行っています。

これに対し、企業団においても、口径増加または管種変更をして布設替えをする場合は、費用負担基準に基づき、口径増加には10%、管種変更には20%、両者を兼ねる場合は30%相当分を負担するなど配慮されていますけれども、問題は、水道管の経年による減耗分に対する負担が全く考慮されていないということです。

豊明市におきましては、かつて急ピッチで下水道整備を進めていた時代、億単位で補償費を支払っていたと記憶していますが、この減耗分未算入による損失、これはかなりの額になっていたものと思われます。

同様の問題はほかの市町でも起きていることと思いますが、企業団と市町村はそれぞれ別の独立した経営体であり、このような不公平な慣行は是正されなければならないというふうに考えます。今後、見直しをする考えはないか、ご所見を伺います。

それから、2点目ですが、水道料金・下水道使用料納付証明書についてです。

企業団では、構成市町から委託を受け、水道料金とあわせて下水道使用料を徴収しています。

このことに関し、ある利用者が事業の税務申告に必要なため納付証明書の発行を申請したところ、水道料金の証明はできるが、下水道使用料は市町で証明を発行してもらうようにということだったそうです。企業団名で徴収したのになぜ証明できないのかというふうに尋ねても、企業団では水道料金しか証明できないというご回答だったそうです。

公共団体は、その事務において把握している事実について証明を求められれば、公務に支障がない限り情報を管理するものとして証明をする責任があるというふうに考えます。

同様のことが時々あるようですので、企業団としてきちんと対応すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

それから、3点目の職員の給料表における格付についてです。

去る平成29年7月26日の第2回定例会の決算審査において、私は、人件費について質問をさせていただきました。その中で、職員の給料表における格付について、市町では一般的に課長補佐に相当する——これ、決算審査のときには間違っ係長相当と言ってしまいましたけれども訂正をさせていただきます——課長補佐職に相当する5級以上の割合が、構成市町では平均33%なのに対し、企業団では62%と異常に高いことを指摘しました。

市町はもとより、一般の民間企業においても、課長補佐相当以上の格付を受ける職員が62%もいるということは常識では考えられず、利用者である住民の理解が得られるとは思えません。

この指摘に対し、今後、比較検討の手法について調査研究したいとのご答弁でしたが、現状についてどのように認識されているのか、また、今後何らかの対策を講じていかれるのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（佐野尚人議員） 後藤議員の質問に対する答弁者、相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽でございます。よろしくお願いいたします。

私から、ご質問をいただきました3項目のうち、1項目めの下水道工事により水道管を布設替えする場合の費用負担の見直しをする考えはないかについてお答えをさせていただきます。

下水道工事により水道管を布設替えする場合の費用負担は、下水道事業者である市町から移転依頼の申し込みを受けまして、企業団との負担割合等、協議の上締結した物件移転補償

契約書に基づき、補償費を負担していただいております。

また、この協議では、管種や口径の変更など、もともとの管路に付加価値をつけて布設替えした部分については企業団が負担するといった基準を設け、現在に至っております。

したがいまして、独立採算で経営しております本企业団にとりまして、老朽化の進展とともに増大する更新需要財源の確保といたしまして、これまでと同様な取り扱いが望ましいと考えておりますが、議員のご指摘も踏まえまして、今後の負担割合の協議の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 営業部長の高津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうからは、2項目めの水道料金・下水道使用料の納付証明書についてお答えさせていただきます。

水道料金と下水道使用料は管理者が異なることから、納付証明書については別々で発行しております。

今回の質問を受けまして、お客様の利便性を踏まえ、水道料金と下水道使用料あわせての発行に向け、構成市町と協議を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

ご質問いただきました3項目めの職員の給与に関する現状の認識と今後の対策についてお答えさせていただきます。

本企业団におきましては、5級は係長に相当する職となっておりますが、議員のご指摘のとおり、5級以上の割合が高いことは認識しております。高い理由といたしましては、さきの第2回定例会において答弁をいたしましたが、他市町と本企业団との特徴的な相違点といたしまして、本企业団職員の年齢構成が非常にいびつとなっているところがございます。

その要因でございますが、企業団設立時の短期間に大変多くの職員を採用いたしました。その後、採用を控えておりましたが、昭和の終わりから平成の初めにかけて、水道施設の拡張による事業量の増加や将来の定員管理を考慮し、この期間に再び多くの職員の採用を行いました。この時期に採用した職員が現在、40半ばから50代前半となっておりまして、これが構成率、級を上げる要因となっております。

今後につきましては、事務や技術の継承に配慮しつつ、組織のスリム化に向け、ポスト管理に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 後藤議員。

○2番（後藤 学議員） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1番目から順次、再質問をさせていただきます。

まず、1番目の件ですけれども、検討していただけるということですが、この下水道工事による水道管布設替えの補償費については、このことについて、公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱というものが昭和42年に閣議決定されています。その第8条では、既存公共施設、これは今回の場合、水道管のことになりますが、既存公共施設の機能の廃止のときまでの財産価値の減耗分を控除した額を補償するものとするというふうにうたわれていますので、全額補償するということはこの基準に違反するということになるということは、よくご承知おきいただきたいというふうに思います。

それから、これまでも双方協議で契約により補償してこられたということですが、仮に双方合意で行うとしても、市町の住民から、これは不当、違法な公金支出であるということで、監査請求、あるいは住民訴訟が提起されれば、市町の側が責任を問われる可能性が高い、多分、もし訴訟にでもなれば勝てないと思います。

それから、さらに、この公共事業が国庫補助事業の場合など、そういった場合は後に会計検査院の監査が入ることがあるわけですが、会計検査院のほうから過大な補償という指摘を受けて、国庫補助金の返還ということも起こり得ます。最近では、こういう事例は結構あるそうです。国の基準に違反するだけでなく、市町の側にこのようなリスクもあるということを十分考慮して、構成市町とよく話し合っていたいただきたいと思いますが、今申し上げた点について、何かあればご答弁をいただきたいと思います。

それから、2番目の質問ですが、水道料金・下水道使用料納付証明書についてですが、これも改善に取り組んでいただけるということですのでよろしくお願いしたいと思いますが、実は市町でも同じような場合があります。市民税あるいは町民税とともに県民税を県から委託されて収納して、その納税証明書を求められることがあるわけです。これはもちろん、合計額、内訳ともに証明書を市町のほうでは発行しておりまして、県税の分は県税事務所へ行ってくださいというようなことは、これはありません。各市町も確認しましたが、どこもそういったことはしておりませんでした。

それで、今回、私がこのようなことを質問させていただいたのは、ちょっと言い方は失礼ですけど、このような当たり前のことがこの企業団ではできていない、その背景に、顧客サービスとか事務改善に対する意識の希薄さ、そういったものが組織風土としてあるのではないかということが気になったからです。顧客サービスというのは職員教育の中で最も力を入れるべき部分の1つですし、事務改善についてもシステム化して組織的にやっているところが多いというふうに思いますが、企業団の場合、そういったことについて、現状ではどのようになっているのか、あるいは今後見直すというようなことがあるのかどうか、そういったことをお聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目の職員の給料表における格付についてですが、私、5級を課長補佐相当と申しましたが、ネットで人事行政の公表というようなのがたしかありまして、27年のものを見ましたので、その後何か変わっておるかもしれませんが、いずれにいたしましても、5級以上の格付を受ける職員が構成市町の約2倍いるということで、実は私も、職員の年齢構成、これも各市町公表しておりますので比較をしてみました。そうしましたら、5級相当と思われる、40歳ぐらいというふうに設定をして調べてみたんですが、40歳以上の職員の割合を見ると、構成市町では48%なのに対し、企業団は63%ということで、15ポイントほど高いことがわかりました。

そういうことで、年齢の高い人は、本来、年齢というのは職務給の原則では考慮してはいけないことになっておりますけれども、その原則に反してでも職階以上の等級に格付してあげたいという気持ちはある程度理解はいたします。ただ、現状、ちょっといき過ぎかなというふうに思っております。

と申しますのも、40%以上の職員が5級以上の格付をされる割合を見ると、市町では平均70%、人数の割合からいうと70%ぐらいになるというふうに思われます。企業団ではほぼ100%ということで、これは言いかえると、市町の職員は40歳を過ぎても30%の人が5級相当の格付を受けられないのに、企業団では40歳を過ぎれば基本的に全員5級の待遇になるということで、格差があります。

地公法の24条の第3項、これを見ますと、国またはほかの地方公共団体との均衡というものを求めています。今申し上げたような差があるということは、いわば地公法違反というような状況になっているかと思います。

現在の給与を保障した上で等級の格付を是正するということは、実は豊明ではもうやっております、そういったことは難しいことではありませんので、そういったことも含めて見

直しをされる考えがおありか、あるいは検討される考えがおありか、再度お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐野尚人議員） 後藤議員の再質問に対する答弁者、相羽工務部長。

○工務部長（相羽 毅君） 工務部長の相羽でございます。

再質問のありました1項目めのことにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱の考えはについてでございますけれども、これは、下水道事業者である市町など依頼者側の移転補償に係る負担基準の一般的事項を定めたもので、負担額は、事業の内容や受託者側である水道事業者の経営状況等、双方協議の上決定するものというふうに理解をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 営業部長の高津です。

2項目めの再質問でいただきました顧客サービスと事務改善について、私からお答えさせていただきます。

本企業団では、第2次アクアシンフォニー計画において、お客様とのコミュニケーションの促進という施策を掲げ、利便性の向上、事務の効率化、迅速化などについて目標を定め取り組むとともに、接遇研修、クレーム対応研修等の実施により、職員の対応能力の向上にも努めております。

また、お客様からのご意見、ご要望をいただいた際には、情報を共有し、原因究明を行い、改善策を講じるなど、お客様の生の声を生かすべき事務改善に向けて取り組んでいきたいと思っております。

今後におきましても、常に問題意識を持ち、お客様満足度向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

3項目めの職員の給与に関する再質問についてお答えさせていただきます。

地方公営企業である本企業団は、法律によりまして、給与及び労働条件は労働組合との協議事項となっております。労使交渉により決定をいたしますが、議員のご指摘のとおり、地

域住民への説明責任を果たすために、国や他の地方公共団体の職員の給与、本企業団の経営の状況等を考慮し、決定することが必要であると考えております。

したがいまして、本件につきましては、労働組合との協議の場を持ち、議論を深めてきたと考えておりまして、是正に向け努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） これにて、2番、後藤 学議員の一般質問を終わります。

続きまして、12番、林 みすず議員。

○12番（林 みすず議員） 12番、長久手市の林 みすずです。

質問の機会をいただきましたので、通告に基づいて2項目質問させていただきます。

料金体系の見直しについて伺います。

現在の企業団の料金体系は、基本料金に使用料金を賦課されています。春日井市や名古屋市など他市の料金体系は、一般家庭用と事業所用とに分け、基本料金、従量料金も2本立てになっています。

この1年で、管轄区域内に大型商業施設の進出が進みました。

一般家庭用と事業所用の2本立てにし、使えば使うほど高くなる逓増制をわかりやすく組み立てませんか。企業団のホームページの説明に、逓増制により水を多く使用すると単価は高くなりますが、使用する水の量が少ない一般家庭などの料金負担は低く抑えられるという側面もありますと書かれています。大型商業施設が進出した現在、見直しをして標準的な家庭の料金の値下げの財源にできないでしょうか。

前回、使用量の少ない世帯に対して、料金の見直しで値下げが実現しました。

本企業団の経営の基本原則に、本企業団は、企業としての経済性を発揮すると同時に、住民の福祉の増進を目的として営まれるよう、経済性と公共性の2つの原則を掲げて事業運営を行っていますとあります。

現在、勤労者の実質賃金は下がり、可処分所得も低下を続けている中で、的を射た施策であったと思われます。今回の提案は、標準的な家庭にも負担軽減の施策の実現を求めるものであり、考えをお伺いいたします。

2つ目に、防災対策、液状化の被害が想定される地域における配水管耐震化についてお伺いいたします。

東海・東南海・南海トラフ地震は、単独でも連動する場合でも、いつ起きても不思議ではないと言われています。国、県の防災対策も進んでいます。県が発表した各構成市町の被害

予想などから、本企業団として責任を持っている配水池、配水管の耐震化の各構成市町別の進捗状況はどういうふうになっていますでしょうか。

2つ目に、特に液状化による被害は大きいものがあると思われます。液状化の危険性がある地域は、各構成市町で違うと思います。各構成市町の被害予想と、その場所にどういう配水管が敷設されているかをお伺いいたします。また、耐震化工事対策の進捗状況はどのようなになっているのでしょうか、あわせてお願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の質問に対する答弁者、高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 営業部長の高津でございます。

私のほうから、2項目めのうち1項目の1点目、大型商業施設が進出した現在、料金体系の見直しをして標準的な家庭の料金の値下げの財源にできないかについてお答えさせていただきます。

この1年間に進出した大型商業施設3件は全て、地下水併用となっております。さらに、昨今では、経費削減のため地下水への転換を図る事業者も多く、給水収益の大幅な減少を招くことから経営に与える影響も大きく、今後の事業運営における課題となっております。

こうした状況においては、料金体系の見直しを行い、標準的な家庭の料金値下げの財源とすることは難しいと考えております。

料金体系の見直しにつきましては、長期的な視野に立ち、健全な事業運営を持続していくために、最適な料金制度、料金体系の構築に向け、調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

2項目めの耐震化対策の2点につきましてお答えをさせていただきます。

まず、2項目め、1点目の耐震化の各市町別の進捗状況についてでございますが、本企業団では、各配水池間をつなぐ送水管路や防災拠点に至る管路などの基幹管路をはじめとして、構成市町を一体とした広域的な水運用、また整備を行っていることから、構成市町ごとの進捗管理は行っておりません。

なお、企業団全体の平成28年度末の耐震化進捗状況といたしましては、配水池耐震化率は98.7%、さきの決算でお示しさせていただきましたが、管路の耐震適合率は、管路全体で24.4%、基幹管路では69.1%という状況でございます。

次に、２点目の各構成市町の被害予想と配水管の布設状況についてでございますが、愛知県や構成市町が発表している液状化マップをもとに、企業団管内における液状化の危険性のある地域を把握しておりますが、液状化に特化した水道管路の被害予想は行っておりません。なお、布設されている管種につきましては、液状化の危険のある地域にかかわらず、主にダクタイル鋳鉄管、ポリエチレン管、塩化ビニル管となっております。

また、耐震化工事の進捗状況でございますが、本企業団では、第１次水道施設整備計画に基づき、各配水池間をつなぐ送水管路、そして災害時において拠点となる基幹病院や市町指定の避難所に至る管路、また漏水が多発する老朽管の更新など、緊急度の高い事業を優先に計画的に事業を進めているため、特に液状化が予想される地域を考慮した事業は行っておりません。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 林議員。

○１２番（林 みすず議員） まず、料金体系の見直しの件なんですが、大型商業施設井水利用を併用されているということで、経費節減のための節水ということは企業の利益獲得の１つの方策だと思います。

しかし、大型商業施設が地域に進出するというのは、そこで利益が上がると見込んでのことだと思います。利益が上がっても、関東圏の本社があるところに吸い上げられて、法人市民税も引き下げて、せめて水道は使っていただいて地域に貢献していただく、井戸の渇水や水質悪化も視野に入れて、そのように市町と連携して持っていけないのか、構成市町とよく協議して方向性を見出さないといけないのではないかと思います、考えをお伺いいたします。

また、地下水の過剰なくみ上げは付近の地盤沈下をもたらすという弊害から、名古屋市ではくみ上げ規制を取り入れたことがあります。以前、一般質問で神戸市の井水利用者の負担金制度の紹介があったようですが、その後、どのように検討されてきたのでしょうか。

また、日本水道協会の総会におきまして、国に対し地下水利用に係る新たな規制を整備する制度の創設について要望を出されたそうですが、その後どうなったのでしょうか、あわせてお願いします。

また、料金設定は逦増制に基づくことになっています。春日井市や名古屋市の料金体系を見てみたのですが、春日井市では１３ミリ口径で基本料金が７５０円、従量料金は１立米から１０立米まで１９円と、利用が少ない単身者などに優しい料金体系になっていました。同

じ13ミリ口径で企業団の基本料金は800円、従量料金は同水量で41円と倍以上になっています。20ミリ口径も同様に、25ミリ口径になると、春日井市と企業団では基本料金が倍以上になっていました。春日井市の25ミリ従量料金は4段階で、利用水量が多くなるほど単価も高くなっています。

春日井市も名古屋市も、2本立ての料金体系をつくっています。その区分について企業団のお考えをお伺いいたします。構成市町の近年の発展は、発足当時と、人口、事業所の増加、企業種の変化も大きいものがあると思われます。総合的な見直しが必要だと考えますが、見解をお伺いしたいと思います。

次に、液状化の地域における配水管の耐震化の件ですが、先日、北海道沖の地震発生確率が上昇したこと、中央構造線の断層の延長など地震への調査研究結果が発表されました。東海・東南海・南海トラフの地震と重なることが心配されます。

愛知県が発表した3つの地震の被害予測から、構成市町の防災担当と、上水道の耐震対応について、具体的で真剣な検討が必要だと思います。構成市町が独自経営で日常的に上水道を管理していないことから、企業団が考えておられること、水道分野の地震対策について意識の差が生じるのが、一般市民にとっては困ることだと思います。企業団の責任分野と構成市町の責任分野についてお互いに認識を共有する必要があると思いますが、現状ではどういうふうになっているのでしょうか、お伺いいたします。

また、耐震化工事も一気にいかないことは理解するのですが、ライフラインの1つで、住民が一番困るのは給水だと思います。液状化の危険性が指摘されている地域に、口径何ミリの幹線が敷設されているかどうかの把握が今後必要ではないでしょうか。ご答弁に、緊急度の高い事業を優先に計画的に進めているとありますが、進める事業の中で、優先度として、液状化の地域を通っているかどうかを考慮して進めるべきではないかと提案しているのですが、どうでしょうか。

地質の状況は構成市町で違うわけですから、違うなりに適切な対応が求められているのではないのでしょうか。構成市町と連携して、先ほどの質問にもありましたけれども、運搬給水にも支障を来すと思われますので、道路と宅地の一体的な液状化対策の中で水道事業の災害対策を進めていく、そういうことも必要ではないでしょうか。考えをお伺いいたします。

また、震災対応について具体的な点で言えば、各市町に耐震性貯水槽がありますが、みよし市さんで3つの中学校に、日進市さんでは4カ所、豊明市さんと長久手市はそれぞれ1カ所あります。東郷町にはありません。この貯水槽は各市町が責任を持って設置をしています

が、設置数にもこのように差があります。上水道を供給する企業体として、構成市町と計画的に設置していく責任があると思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の再質問に対する答弁者、高津営業部長。

○営業部長（高津桂一君） 営業部長の高津でございます。

再質問の２項目めのうち、３点ほどあるかと思いますが、お答えさせていただきます。

まず、１点目、井水の枯渇や水質悪化も視野に入れて、構成市町と協議し方向性を見出さないといけないのでは、並びに、地下水のくみ上げ、新たな規制の要望についてでございますが、井水行政は愛知県の所管であると考えております。また、最終的に水道を使うのか、井水を使うのか、上水、井水の比率も含め、企業側の判断となりますので、本企業団といたしましては、水道の安全と安定性、信頼性のＰＲを行い、水道の利用促進を図るとともに、大口使用者にも配慮した料金体系について、今後研究してまいりたいと考えております。

続いて、２点目の神戸市の井水利用者の負担金制度についてでございますが、神戸市を含め、井水対策を行っている全国の１１団体に対し、井水転換事業者の把握方法、対応等について調査を行いました。その結果につきまして、今後の事務の参考にしたいと考えております。

最後に、３点目、料金区分の考え方、総合的な見直しについてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、料金区分を含めた料金体系の見直しにつきましては、長期的な視野に立ち、健全な事業運営の持続のため、最適な料金制度の構築に向け、調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

私のほうから、２項目めの耐震化対策の再質問についてお答えさせていただきます。

３点ほどあると思いますが、まず１点目になりますが、構成市町との連携についてでございます。

先ほど答弁させていただきましたように、私どもの施設整備計画には、構成市町における被害想定や防災拠点の把握などが不可欠であり、重要でございます。また、地震災害等により水道の供給がストップした場合、応急給水活動においても構成市町との連携なくしてはできないものでございます。日ごろから防災会議や防災訓練などを通じて、役割分担の確認や情報交換を行っているところでございます。

2点目の液状化地域の幹線の埋設状況とこれを踏まえた災害対策についてでございますが、液状化が予想される地域には、主に、全てダクタイル鋳鉄管でございますけれども、直径40センチから70センチの幹線が布設されております。重要度の高いものは既に耐震化済みで、そのほかは配水枝管でございます。したがって、先ほど答弁させていただきましたように、幹線については、液状化地域に関係なく整備をしているところでございます。

なお、液状化に特化した対策はありませんが、市街地等の管路網の整備におきましては、構成市町が行う道路整備や各種行政事業と同調できる部分は積極的に、災害対策を踏まえて、全て耐震管で整備をしております。

最後、3点目の耐震性貯水槽についてでございますが、この貯水槽は、防災行政において費用をご負担いただき、設置をするものでございます。したがって、構成市町の所有といたしまして管理運営がなされるものですが、水道管と直結しており、各構成市町からの委託を受け、水道管の一部として、企業団が水質管理を行っております。

設置につきましては、依頼があれば積極的に協力してまいります。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） これにて、12番、林 みすず議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐野尚人議員） 日程第6、議案第7号 愛知中部水道企業団情報公開条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長の小島です。

議案第7号 愛知中部水道企業団情報公開条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、改正する必要があるものでございます。第1条で愛知中部水道企業団情報公開条例を、第2条で愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

改正の主なものといたしましては、愛知中部水道企業団情報公開条例では第7条第2号に

規定されております、不開示情報である個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等について、文書、図画、音声、動作等の具体化する規定を加えるものでございます。

愛知中部水道企業団個人情報保護条例では、第2条第2号の個人情報の定義に、情報公開条例と同様に、個人に関する情報を具体化する規定及び個人情報に個人識別符号を含む規定を加え、同条第3号として、要配慮個人情報の定義を新たに加えるものでございます。

第16条及び第17条では、個人情報の開示義務の除外規定といたしまして、個人識別符号が含まれるものを加えるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長（佐野尚人議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第7号について質疑の通告がありますので、通告順に発言を許します。

12番、林 みすず議員。

○12番（林 みすず議員） 2015年の個人情報の保護に関する法律の一部改正は、個人情報は保護の対象となるだけでなく、その活用が新たな産業の創出や活力ある経済社会、豊かな国民生活の実現に資するものとして、有効に活用すべきという考えのもとに行われました。

地方公共団体の個人情報保護条例は、国の個人情報保護条例の公的部門の中に位置づけられていますが、政府参考人からは地方公共団体に求められる点について、法改正の趣旨を踏まえて、地域の特性に応じた個人情報の適正な取り扱いを確保すべく、条例の見直しなど必要な措置を検討することになるなどの見解が示されています。

以上のことから、2点お伺いいたします。

1点目に、個人識別符号、要配慮個人情報との文言が見受けられますが、この条例案ではどういう改正を行うのでしょうか。

2つ目に、国の法改正では、個人情報の利活用による新たな産業の創出などとしていますが、今回の条例でそこまで含めていない理由をお伺いしたいと思います。

お願いします。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の質疑に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） ご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のこの条例案ではどういう改正を行うのかについてでございますが、本条例

の一部改正案は、上位法の個人情報保護法等の改正によりまして、個人識別符号、要配慮個人情報などの用語が条文に定義されたことに伴いまして、用語の整理を主として改正を行うもので、内容については法の条文と同じものでございます。

2点目の個人情報の活用を今回の条例に含めていないのはなぜかについてでございますが、今回の法の改正の柱といたしまして、国では、保有する個人情報を個人が特定できないようにデータを加工し活用を推進していくという趣旨の内容が盛り込まれておりますが、本企業団といたしましては、個人情報を事業施策に活用することはありません。

また、水道事業が保有する個人情報における具体的な活用方法についても、国から示されていないため、今回の一部改正案には含めておりません。

今後につきましても、国や他市町の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） 林議員。

○12番（林 みすず議員） ただいまのご答弁で、個人情報を個人が特定できないように加工し活用を推進していくという趣旨の内容も盛り込まれているとありました。国は、この情報を官民一体的に扱うことが望ましく、公共の利益になるんだという考えはずっと示してきておりますので、本事業についても趣旨は変わらないと思います。そのことから、この法改正の趣旨になっている、個人情報を利活用する法整備の第1段階というふうになると思うのですが、企業団の認識をお伺いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 林議員の再質疑に対する答弁者、小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 再質問についてお答えさせていただきます。

本件につきましては、制度導入に伴う課題の整理ですとか、先ほど答弁させていただきましたように、国からの活用法が示されていないことから、慎重に判断すべきであると考えておりますので、現段階での導入は尚早であると考えております。引き続き、条例改正の要否も含めて、国や他市町の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐野尚人議員） これにて、12番、林 みすず議員の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

12番、林 みすず議員。

○12番（林 みすず議員） 議案第7号 愛知中部水道企業団情報公開条例及び愛知中部水道企業団個人情報保護条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。

反対理由は、この改正が将来の個人情報の利活用に向けたものであり、個人情報漏えい拡大の不安があるからです。

既に、マイナンバー制度では人為的ミスが広がり、10月に行われた個人情報保護委員会で、個人番号の漏えいが前年度と比べて4倍超に上がることがわかりました。国は、新たな産業の創出を目指し、活力ある経済社会を目指すとしており、いわば企業の利潤追求に個人情報が使われることであり、大きな不安があります。

個人情報保護に利活用はなじまないと申し上げて、反対討論いたします。

○議長（佐野尚人議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐野尚人議員） 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐野尚人議員） 日程第7、議案第8号 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

小島総務部長。

○総務部長（小島千明君） 総務部長、小島です。

議案第8号 愛知中部水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方公務員の育児休業等に関する法律及び児童福祉法の一部改正に伴い、育児休業の取得、育児休業並びに育児短時間勤務の再取得に関し、所要の整備を行うものでございます。

改正の主な内容といたしましては、第2条及び第2条の4において、当該子の1歳6カ月

到達日に育児休業をしている非常勤職員が、引き続き育児休業することが継続的な勤務のため特に必要と認められる場合に、２歳に達する日まで期間の延長ができるように改めるものでございます。

第３条第６号の再度育児休業が取得できる場合、第４条の育児休業の期間を再度延長できる場合、第１０条第７号の育児短時間勤務を再度取得できる場合の特別な事情として、保育所、認定こども園、家庭的保育事業等に申し込みを行っているが、当面その実施が行われない場合をそれぞれ加えるものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第８号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第８号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐野尚人議員） 起立全員であります。

よって、議案第８号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第９号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐野尚人議員） 日程第８、議案第９号 平成２９年度愛知中部水道企業団会計補正予算（第１号）についてを議題といたします。

提案者より、提案理由の説明を求めます。

野々山局長。

○局長（野々山 寛君） 局長の野々山でございます。よろしくお願いいたします。

議案第9号 平成29年度愛知中部水道企業団会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

平成29年度の県補助金は、愛知県生活基盤施設耐震化等交付金交付要綱に基づく重要給水施設配水管事業に係る補助金として、県に対して8,478万円を要望し、当初予算では、2年連続の減額交付を踏まえ、要望額の66%、5,595万4,000円を計上したところですが、交付額が要望額の74%の6,273万6,000円となったため、県補助金の増額補正と補てん財源を改めるものでございます。

お手元の補正予算書1ページをお開きいただきたいと思います。

第2条資本的収入の補正でございます。

第1款資本的収入を678万2,000円増額し、8億8,862万5,000円とするもので、内容は、第1項県補助金を同額の678万2,000円増額し、6,273万6,000円とするものでございます。

また、これとともに当初予算第4条本文括弧書き中、不足する額21億4,636万8,000円を不足する額21億3,958万6,000円に、過年度分損益勘定留保資金9億5,422万4,000円を過年度分損益勘定留保資金9億4,744万2,000円にそれぞれ改めるものでございます。

平成29年12月27日提出。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐野尚人議員） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第9号については質疑の通告はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

本案に対する反対討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） 次に、賛成討論の発言を許します。ございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐野尚人議員） 起立全員であります。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りをいたします。

本会議において議決されました事項については、会議規則第39条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任されたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐野尚人議員） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

◎企業長あいさつ

○議長（佐野尚人議員） それでは、企業長よりご挨拶をお願いいたします。

小浮正典企業長。

○企業長（小浮正典君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、提出いたしました議案につきまして、慎重なるご審議をいただき、原案どおりご議決をいただき、まことにありがとうございました。厚くお礼申し上げます。

安全な水を安定的に供給することにより、地域の皆様が安心して毎日を暮らしていただけるような施策を今後も積極的に推進してまいりますので、皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、今年も残すところわずかとなり、何かと慌ただしいこのごろであります。また、寒さも一段と厳しくなってきましたが、議員の皆様におかれましては十分ご自愛いただきまして、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

平成30年が皆様にとりましてすばらしい年となりますようご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（佐野尚人議員） どうもありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（佐野尚人議員） 本日は大変慎重な審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、平成29年第3回愛知中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

(午前 10時41分)

上記会議録の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成29年 12月 27日

議 長 佐 野 尚 人

署 名 議 員 富 永 秀 一

署 名 議 員 箕 浦 克 巳